

電気事業法関係手数料規則改正前後の変更内容（平成15年10月30日）

	改正前	改正後
手数料規則	第六条 法第五十五条第四項の審査を受けようとする者が法第百十二条第一項の規定により納付しなければならない手数料の額は、別表第六のとおりとする。<u>ただし、同一の種類、出力及び蒸発量の区分であって、二台目以降については、当該電気工作物の定期事業者検査に係る審査に必要な手数料の総額の半額とする。</u>	第六条 法第五十五条第四項の審査を受けようとする者が法第百十二条第一項の規定により納付しなければならない手数料の額は、別表第六のとおりとする。<u>ただし、原子力を原動力とする発電用の特定電気工作物以外のものにあつては、直近の法第五十五条第六項において準用する第五十条の二第七項の通知において、定期事業者検査の実施につき十分な体制がとられていると評定された組織であつて、当該通知を受けた日から三年を超えない時期に定期事業者検査を行ったものについては、当該時期に行った定期事業者検査に係る審査に必要な手数料の総額の半額とする。</u> 2 前項ただし書の手数料の総額の算定において、定期事業者検査に係る審査に必要な手数料は、同一の種類、出力及び蒸発量の区分に応じ、二台目以降については、<u>当該電気工作物の定期事業者検査に係る審査に必要な手数料の額の三分の一の額とする。</u>
イメージ	安全管理審査対象組織が管理する範囲 (発電所にあるすべての設備) △ : 法定自主検査 ◇ : 安全管理審査 □ : 設備 定期自主検査に係る体制を審査 3年間(インセンティブ期間) 3年間(インセンティブ期間) 【初回審査】 当該検査に係る審査手数料として、その検査体制により実施されるすべての検査(発電所にある全ての設備)に係る手数料を納付する。ただし、同一区分の設備は2台目以降、半額となる。 【継続審査】 当該検査に係る審査手数料として、その検査体制により実施されるすべての検査(発電所にある全ての設備)に係る手数料を納付する。ただし、同一区分の設備は2台目以降、半額となる。 A～Fの設備の分の手数料	安全管理審査対象組織が管理する範囲 (発電所にあるすべての設備) △ : 法定自主検査 ◇ : 安全管理審査 □ : 設備 定期自主検査に係る体制を審査 3年間(インセンティブ期間) 3年間(インセンティブ期間) 【初回審査】 手数料は当該検査(対象設備)に係る審査手数料のみを納付する。 【継続審査】 インセンティブ期間中に実施した検査(対象施設)に係る審査手数料の半額を納付する。同一区分の設備であれば2台目以降の審査手数料はさらに1/3の額となる。 Aの設備の分の手数料 B,C,Dの設備の分の手数料